

従業員100人以下の事業主の皆さん
女性活躍推進法に基づく
一般事業主行動計画の
策定を社会保険労務士
が無料でサポートします!



こんなこと
困っていませんか?

- 行動計画を策定しようと思うけど、手順が分からないので手伝ってほしい。
- 自社の女性の活躍に関する状況把握や課題分析の仕方がわからない。
- 行動計画を策定して公表するにはどうしたらいい?
- 女性活躍推進の取組をさらに進めたい。



対象

市内に事業所がある
常時雇用する従業員100人以下の企業

支援回数

1社につき年度内3回程度(1回あたり2時間)



サポート内容

- 現状の把握・課題分析や行動計画策定支援ツールに関すること。
- 目標設定・取組内容の決定、行動計画の策定に関すること。
- 行動計画の公表・届出に関すること。
- えるぼし認定の取得に向けた行動計画の策定に関すること。
- 助成金の申請に関すること。
- その他、女性活躍に関すること。



お申し込みは
こちら▼

